

4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4. 8. 10	R4. 8. 19	〇〇に係る令和4年4月26日付業務報告書本体及び以下の書類 ① 表紙（「決算報告書」及び決算期の記載があるもの） ② 貸借対照表 ③ 損益計算書 ④ 株主資本等変動計算書	16	1														・個人に関する情報であり、個人を識別することができるため。 ・法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・公開することを前提として徴求していない報告書の記載内容を公にすることにより、今後貸金業者が報告書の提出を躊躇する恐れがある。このことにより貸金業者の実態把握、指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	産業労働局金融部貸金業対策課
2	R4. 6. 20	R4. 8. 19	一般自動車保険 保険証券	1	1															産業労働局総務部職員課
3	R4. 6. 20	R4. 8. 19	・令和3年9月28日付森林保険証書（令和4年5月18日付変更通知書含む） ・令和3年9月27日付賠償責任保険証書	41	1							1							印影については、偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とする。	産業労働局農林水産部森林課
4	R4. 6. 20	R4. 8. 19	・令和4年3月17日付け傷害総合保険証券 ・令和4年4月28日付け傷害保険証券	2	1															産業労働局雇用就業部能力開発課
5	R4. 6. 27	R4. 8. 26	青海展示棟（UV街区における仮設展示場）の整備及び運営管理に関する基本協定書変更の覚書締結について 外29件	300	1							1	1	1					・個人に関する情報であり、個人を識別することができるため。 ・法人の経営状況又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれるため ・偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	産業労働局 商工部 調整課
6	R4. 8. 12	R4. 8. 26	4 産労観企第383号 「ふるさと東京応援祭」に対する東京都後援名義の使用について（承認）	31	1							1	1	1					・個人の氏名に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 ・実行委員会の事業運営に関する内部管理情報であり、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため等 ・偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・公とされていない事業者の企画検討段階における関係者の情報を開示すると、今後、同種の申請手続の審査において、資料の提出等の協力を得られなくなるおそれがあり、当該事業の適正な遂行に支障をきたすため。	産業労働局 観光部 企画課
7	R4. 8. 13	R4. 8. 26	個人情報保護に係る研修実施報告	1	1							1							管理責任者及び担当者の氏名及び印影部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができることから	産業労働局 中央・城北職業能力開発センター 再就職促進訓練室
8	R4. 8. 13	R4. 8. 26	・平成29年度離職者等再就職訓練事業（複数年度契約）委託契約書 ・離職者等再就職訓練事業委託要綱 ・委託事業（複数年度契約）実施計画書 ・委託訓練実施要領（平成29年3月30日改正 能発0330第11・12号）。ただし、別添2を除く。	287	1															産業労働局 雇用就業部能力開発課
9	R4. 8. 13	R4. 8. 26	・委託訓練実施要領（平成29年3月30日改正 能発0330第11・12号）別添2「就職状況に係る確認調査実施マニュアル」	8	1										1				委託先機関の過誤や誤りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けることを防止するための措置であり、確認調査の実施方法を公開してしまうと、不正な行為の隠蔽を容易にする恐れがあることから	産業労働局 雇用就業部能力開発課
10	R4. 7. 1	R4. 8. 30	兼業の許可について ほか	2375	1							1							個人に関する情報で特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	産業労働局総務部職員課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
11	R4. 7. 1	R4. 8. 30	兼業の許可について ほか	2691		1						1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができる (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	産業労働局総務部職員課
12	R4. 7. 1	R4. 8. 30	庁有車の購入目的、台帳、運転日誌 ほか	39		1						1	1	1						・個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、 ・法人の経営状況又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれるため ・偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	産業労働局総務部総務課